

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）に基づく「新潟県基本計画（変更）」の概要

令和5年4月1日変更
新潟県産業労働部産業立地課

経緯等

- **農村産業法は、農村地域において計画的な土地利用（農地利用）等を行うことにより、産業の導入を促進し、魅力ある雇用の場を創出することを目的とするもので、令和4年5月の法律改正により、対象業種の制限及び計画の目標年次が廃止。**
- **これを踏まえ、農業との均衡ある発展を目指し、地域の実情を踏まえた地域社会との調和や公害発生のおそれがない、地域資源を活用した業種の導入が可能となるよう、導入業種選定の考え方を盛り込む基本計画の変更**を行ったもの。※国と変更協議を行い、R5.3.31付で農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣から同意
- 今後、市町村の産業導入に係る実施計画の変更等を支援するとともに、地域の特性を活かした成長分野への投資を促進する地域未来投資促進法等を積極的に活用し、魅力ある雇用の創出する企業立地の促進に取り組む。

導入業種選定の考え方

- 地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる業種を選定すること
- 地域の実情を踏まえるとともに、地域社会との調和が図られるよう配慮して業種を選定すること
- 業種を選定に当たり、公害の防止、自然環境の保全及び生活環境の保全など、環境保全に配慮すること
- 農家レストラン、農泊等の地域資源を活用した産業については、農村全体の雇用と所得向上を図る上で特に重要であるため、その積極的な導入が促進されるよう業種を選定に当たっては配慮すること
- 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

同法に基づく支援措置

- **事業用地に係る土地利用上の特例 ※同法活用の主たる二コース（農地法の農地転用許可の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例）**
- 税制上の措置
 - ・ 事業用地として農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減（上限800万円の特別控除）
- 予算上の措置
 - ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用施設や就業支援施設等の整備を支援）
- 金融上の措置（日本政策金融公庫による低利子融資）
- 職業紹介の充実、職業訓練の実施等

新潟県内の産業導入地区事例



水の郷工業団地（魚沼市）

越後三山の良質な雪解け水を源とする良質な地下水やブランド米である「魚沼産コシヒカリ」等の地域資源を活用した食料品製造業が立地。最近では、これらの基盤技術等を活かした健康分野への進出も見られる。

農村地域

旧新潟市及び旧長岡市を除く
県全域

計画制度

主務大臣が基本方針を策定（関係行政機関へ協議）



都道府県知事が基本計画を策定（主務大臣へ協議・同意）



市町村が実施計画を策定（都道府県知事へ協議・同意）